



匿名データの提供について

1 匿名データとは

匿名データとは、行政機関等が統計法に基づいて実施した統計調査によって集められた調査票情報を、特定の個人又は法人その他の団体の識別(他の情報との照合による識別を含む)ができないように加工したものをいい、行政機関等は学術研究及び高等教育の発展に資すると認める場合に、一般からの求めに応じて提供することができます(利用期間終了までに返却が必要です)。

なお、統計法以外の法令に基づいて行われる報告、行政記録情報等は、本制度の対象ではありません。

2 現在利用が可能な匿名データ

平成16年国民生活基礎調査の匿名データ

- (1) データA(世帯票、健康票を接続したデータ)
- (2) データB(世帯票、健康票、所得票、貯蓄票を接続したデータ)

詳細は、「平成16年国民生活基礎調査の匿名データについて」をご覧ください。

3 利用要件について

匿名データの提供を受けるための利用要件は以下のとおりです。(詳細は、「匿名データの提供依頼申出手引」(以下「手引」という。PDF:1.5MB)をご覧ください。)

以下のそれぞれの目的別に(1)~(4)の全ての要件に該当する場合のみ利用が可能となります。

学術研究目的の場合	高等教育目的の場合
(1) 匿名データを統計の作成及び統計的研究のみに用いること	
(2) 匿名データを適正に管理するために必要な措置が講じられていること	
(3) 匿名データを学術研究の用に供することを直接の目的とすること	(3) 匿名データを学校教育法第1条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とすること
(4) 匿名データを用いて行った学術研究の成果が公表されること	(4) 匿名データを用いて行った教育内容が公表されること

4 主な留意事項

(1) 匿名データの貸与を受けた方には、統計法により以下の事項が定められています。

1) 統計法第42条に基づき匿名データの適正管理義務が課されます。

利用期間終了時にはコンピュータ等に一時保存した匿名データを全て消去すると共に利用期間終了までに匿名データを返却する必要があります。

2) 統計法第43条第2項に基づき、厚生労働省の承諾を得た目的以外での利用や第三者への提供が禁止されています。違反した場合は統計法第61条に基づき罰則の対象となります。

(2) 統計法に基づく罰則のほか、利用条件(契約約款等)に反する場合は、全ての行政機関等による公的統計のデータ提供に係るサービスの提供禁止措置が科されます。

(3) 匿名データは、統計調査対象者の回答に基づくものであり、項目間に論理的な整合がとれていない場合があります。

5 秘匿措置

統計法では、調査に協力いただいている一般国民の皆様信頼を維持、確保するため、匿名データは、第2条第11項により「特定の個人又は法人その他の団体の識別(他の情報との照合による識別を含む)ができないように加工」することが定められていることを踏まえて、秘匿措置を講じています。

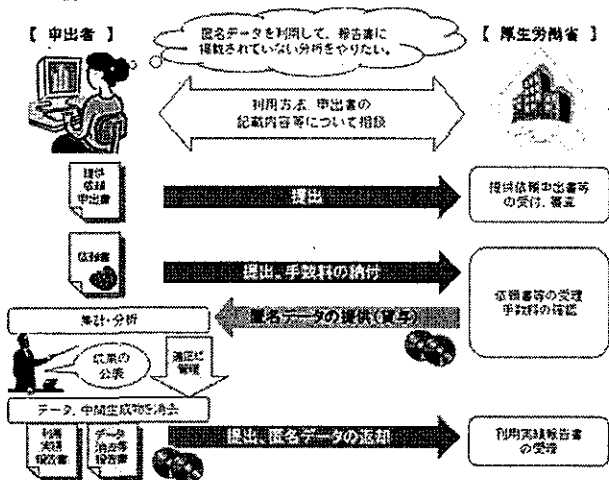
そのため、匿名データの集計値は報告書等により公表されている結果とは必ずしも一致しないほか、地域区分や提供項目の制限等、有用性には一定の制約が生じることを踏まえて利用してください。

適用する秘匿措置は、匿名データの作成対象とする統計調査により異なるため、各匿名データの「符号表」及び「仕様及び利用上の注意」を確認してください(秘匿措置に用いる匿名化技法の説明は「参考 匿名化技法について」を参照)。

なお、基幹統計調査の場合、具体的な秘匿措置については、統計法第35条第2項に基づいて有識者で構成される内閣府統計委員会(匿名データ部会)の審議、答申を経ることとされています。

6 利用手続の概要

(1) 手続の主な流れ



匿名データの提供について | 厚生労働省

(2) 手続の概要と様式

当省における手続の概要と様式は以下のとおりですが、詳細については、「手引」及び「約款」に必要な事項を掲載しているので、必ずお読みください。
(手続、様式及び手数料(収入印紙)の納付等については、特にご注意ください。)
また、学術研究目的、高等教育目的により様式が異なります。

1) 調査及び匿名データの事前確認

提供依頼申出を行う前に、当省ホームページ(調査及び結果の概要、主な統計表を掲載)及び「政府統計の総合窓口」(e-stat)(詳細な統計表を掲載)で、調査及び匿名データの内容を確認してください。

2) 提供窓口への連絡

効率的かつ円滑な提供を進める観点から、申出手続の前に、次のとおり事前に利用相談等を行ってください。
「手引」、「符号表及びデータレイアウト」及び「仕様及び利用上の注意」等をご覧になり、本制度について理解するとともに、利用目的、趣旨、全ての利用者の所属等を整理して、提供窓口へ連絡してください。

3) 提供依頼申出書による具体的な相談

利用要件に合致する場合は、4)の「提供依頼申出書」の下書き(押印しないでください)を元に具体的な利用相談を進めます。

4) 提供依頼申出書の提出

「提供依頼申出書」、本人確認書類及びその他必要な添付資料を提出いただき、当省で内容を審査し、諾否の結果を通知します。

提供依頼申出書

様式第1-1号 学術研究
(WORD:102KB)

様式第1-2号 高等教育
(WORD:106KB)

【記入例】

<個人による申出>

学術研究(PDF:356KB)

高等教育(PDF:360KB)

5) 依頼書の提出及び手数料の納付

4)の審査の結果、利用が承諾された場合、「依頼書」、「誓約書」の提出及び統計法第38条及び統計法施行令第13条に基づく所定の手数料を収入印紙で納付していただきます。

<手数料>

納付いただく手数料額は以下の単価の積算です。

1) 申出1件につき、1,850円

2) 匿名データの提供ファイル数 × 8,500円 ※1

3) CD-R1枚 100円 × 必要枚数

4) 送料(郵送の場合のみ) ※2

配達証明を加算した一般書留郵便による金額

※1 媒体1枚につき1ファイル分のデータを収録します。

また、国民生活基礎調査の匿名データについては、データAとデータBは別ファイルとして扱います。

※2 当省の提供窓口で直接受け取る場合は不要です。

例:匿名データ1ファイルのCD-R1枚を直接厚生労働省を訪問して受け取る場合
1,850円 + 8,500円 + 100円 = 10,450円

依頼書

様式第4-1号 学術研究
(WORD:47KB)

様式第4-2号 高等教育
(WORD:47KB)

様式第5号 誓約書
(WORD:50KB)

様式第5号の別添 約款
(PDF:192KB)

6) データの利用及び集計分析

「手引」にしたがい、データ漏洩等がないよう厳重に管理、利用してください。
また、利用期間が1年以上の場合等、「管理状況報告書」を提出してください。

様式第7号
管理状況報告書
(WORD:55KB)

7) データの返却及びデータ消去の報告

「手引」にしたがい、コンピュータ上のデータ等を消去し、直接又は書留(申出者による送料負担)で匿名データを返却するとともに、「データ消去等報告書」を提出してください。

様式第8号
データ消去等報告書
(WORD:47KB)

8) 利用成果の公表及び利用実績の報告

「提供依頼申出書」の記載内容に基づいて利用成果を公表いただきます。
成果の公表又は教育の終了後3か月以内に「利用実績報告書」を提出してください。

利用実績報告書

様式第9-1号 学術研究
(WORD:48KB)

様式第9-2号 高等教育
(WORD:46KB)

9) 記載事項の変更

承諾された「提供依頼申出書」の記載事項に変更が生じる場合は、予め「記載事項変更等申出書」を提出して、当省の承諾を得てください。

様式第10号
記載事項変更等申出書
(WORD:50KB)

(3) 留意点(詳細は「手引」参照)

1) 利用者が複数いる場合

手数料は、当省から通知する様式第2号の承諾通知書に記載された日(原則として承諾日から20日以内)までに行う必要があり、その際、申出者及びすべての利用者について押印した誓約書を添付いただく必要があるため、関係者と十分に事前調整を行ってください。

2) 申出者が法人である場合

ア 利用者だけでなく、当該法人及び代表者双方の本人確認書類も併せて提出いただく必要があるため、関係者と十分に調整を行ってください。
イ 手数料は、当省から通知する様式第2号の承諾通知書に記載された日(原則として承諾日から20日以内)までに行う必要があるため、手数料の納付については法人の会計担当者と十分に事前調整を行ってください。

7 提供窓口

厚生労働省 大臣官房統計情報部 企画課
審査解析室 匿名データ提供係

所在地

〒100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2
中央合同庁舎第5号館 21階15号室

(1) 利用相談、申出手続

平成23年度の受付期間 平成23年9月9日～平成24年2月末日(土・日・祝日、年末年始の期間を除く)9:30～18:15(12:00～13:00を除く。)

< 電子メール >

[ここをクリックし](#)、件名は、「【匿名データの利用相談】所属、氏名」とし、所要の欄に連絡事項を記入してください。

例: 件名 【匿名データの利用相談】厚生大学 労働太郎

< 電話 >

代 表: 03-5253-1111(内線: 7392、7389)
FAX: 03-3595-1608

< 来庁 >

提供窓口へのアクセスは[こちら](#)
(入館登録が必要になるため、来訪される場合は必ず事前に提供窓口へ登録してください。)

(2) 匿名データの提供に関するご意見

[ここをクリックし](#)、件名は、【意見:匿名データ】と記載してください。
いただいたご意見は、今後の二次的利用推進の参考とさせていただきます。